

平成23年 4月 11日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松川欣起
同	奥宮京子
同	後藤晶一
同	宮原春夫

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 港湾局

上下水道局

監査の範囲 平成22年度に契約した工事並びに平成21年度からの繰越工事及び債務負担行為の工事のうち、平成23年3月31日までに完了するもの（工事関連の業務委託を含む。）

監査の期間 平成22年11月 4日から

平成23年 3月24日まで

監査の結果

今回の監査は、監査の範囲に示した工事及び工事関連の業務委託292件のうちから、工事43件及び業務委託7件の合計50件（別表）を抽出し、これらが計画、設計、積算、施工等の各段階において適切に執行されているか、また、品質確保に関する確認及び検査は適正に実施されているかを監査の重点項目として、関係書類の審査及び工事現場の調査を行った。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項があった。

- 1 環境対策費の実施の確認及び同経費の計上に関する要否の判断を適切に行うべきもの

環境対策費とは、工事現場の環境改善、公共工事への理解促進、地域との融和等を図るための経費として計上されるものであり、これらに資する設備等を請負者が現場に設置することを同経費の実施という。

環境対策費の実施状況についてみたところ、同経費の実施内容を確認するための事前協議の手続きを行っていないものや、事前協議は行っているものの実施する項目及び金額について確認がなされず、その結果、同経費の項目

として不適切な設備等を設置したもの及び計上相当額に満たない金額による実施になっているものがあった。

上下水道局で定めた水道工事における環境対策費に関する運用（以下「運用基準」という。）によると、環境対策費の実施については、請負者から提出された施工計画書により協議を行い、さらに、実施する項目及び金額について確認を行うものとされていることから、これらの手続き等を確実にを行い適切な環境対策費の実施となるように努められたい。

また、環境対策費の実施による環境改善等の効果についてみたところ、3.5箇月と工期が短いもの、工事進捗により施工場所が移動するもの及び環境対策用として不適切な設備等を設置したことにより、その効果が上っていないものがみられた。

運用基準によると、環境対策費の計上においてその実施による効果を期待できないものは対象外とすることができるとされていることから、設計において同経費を計上する場合は、工事内容及び現場状況により工事現場の環境改善等を図れる工事のみを対象とされたい。

（監査番号6、7、8、10、11）（上下水道局水道部水道計画課、同設計課、同第1配水工事事務所、同第3配水工事事務所）

## 2 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち、軽易な事項であるが適切に執行すべきものがあり、その概要は次のとおりである。

### （1）配水管の撤去工事における流動化処理土工に関する仕様書を整備すべきもの

上水道等の布設替えにより不要となる配水管への流動化処理土の充てん工事において、材料及び施工に関する仕様が示されていない事例

(注) 流動化処理土とは、製造工場において土砂に大量の水と少量のセメントを加えて混練した、流動性と自硬性をもつ土木工事用資材である。

(監査番号 2 2) (上下水道局水道部設計課、同第 1 配水工事事務所)

(2) 電気盤改良工の見積りにおいてその内訳を確認できる内容とすべきもの  
機器費の電気盤改良工の設計内訳及び設計根拠とした見積りが一式計上  
のため、その内訳が確認できない設計になっていた事例

(監査番号 4 2) (上下水道局下水道部施設課)